

熊本県控除対象 特定非営利活動法人制度 について(概 要)



©2010 熊本県くまモン

令和元年12月
熊本県環境生活部県民生活局
男女参画・協働推進課

1 控除対象特定非営利活動法人制度とは

特定非営利活動法人（NPO法人）への寄附を促し、NPO法人の活動を支援する制度です。

地方税法の規定に基づき、個人県民税に係る税額の控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人を条例で個別に定めることにより、当該NPO法人に寄附を行った個人は、納めるべき個人県民税について税制上の優遇措置を受けられることになります。

2 控除対象特定非営利活動法人制度のメリット

■個人の寄附者

熊本県の控除対象特定非営利活動法人に寄附をすると、個人県民税から寄附金額の約4%（寄附者が熊本市在住の場合は2%）の税額控除が受けられます。

税額控除額：（寄附金額 － 2,000円）×4%（2%）

例）熊本市以外に在住の個人が、100,000円を控除対象特定非営利活動法人に寄附した場合

$(100,000\text{円} - 2,000\text{円}) \times 4\% = 3,920\text{円}$

※納めるべき個人県民税から3,920円控除することができる。

■控除対象特定非営利活動法人

★認定NPO法人になるためのPST要件を満たすことになります。

控除対象特定非営利活動法人に指定されると、認定NPO法人になるための基準の一つであるPST要件（パブリック・サポート・テスト）を満たすことになります。

★財政基盤の強化につながります。

個人の方からの寄附金が増えやすくなることが見込まれるため、財政基盤の強化につながります。

★社会からの信用が高まります。

指定を受けるためには、適切な業務運営や財務状況、積極的な情報

公開が必要になり、また、指定後も継続して透明性・公益性のある業務を行う必要がありますので、社会からの認知度や信用度が高まることとなります。

3 控除対象特定非営利活動法人になるための要件

熊本県控除対象特定非営利活動法人になるためには、次の要件を満たす必要があります。

(1) 次の①～⑤の基準をすべて満たすこと。

① 熊本県内に主たる事務所を有していること。
② 実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均50人以上であること。
③ 特定非営利活動に関し、次に掲げる基準のいずれかに該当すること。 ア 実績判定期間内の日を含む各事業年度において、特定非営利活動に報酬その他の対価を受けないで参加した個人で、熊本県内に住所を有するものの数が規則で定める人数以上であること。 イ 実績判定期間内の日を含む各事業年度において、国、地方公共団体、民間企業、試験研究機関その他の団体と協働して行った特定非営利活動の回数が規則で定める回数以上であること。 ウ 申出書を提出した日前1年以内に特定非営利活動を支援する旨の申出を行った個人で、熊本県内に住所を有する者の数が規則で定める人数以上であること。
④ インターネットの利用等により社員その他の構成員又は会員若しくはこれに類する者以外の者に事業活動及び収支状況を公開していること。
⑤ 次に掲げる活動の占める割合が、NPO法人が行っている事業活動全体の50%未満であること。 ア 会員等のみを対象とした物品販売やサービスの提供 イ 会員等のみが参加する会議や会報誌の発行 ウ 特定のグループにのみ便益が及ぶ活動

- エ 特定の人物や著作物に関する普及啓発や広告宣伝などの活動
- オ 特定の者の意に反した行為を求める活動

⑥ 運営組織及び経理について、次のいずれの基準にも適合していること。

ア 申出時に運営組織が次のいずれにも該当すること。

(ア) 役員のうち親族関係を有する者等で構成する最も大きなグループの人数÷役員の総数 $\leq 1/3$

(イ) 役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する最も大きなグループの人数÷役員の総数 $\leq 1/3$

イ 社員の表決権が平等であること。

ウ 会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けているか、法人税法施行規則第53条～第59条に規定する青色申告法人と同等に取引し、帳簿等を保存していること。

エ 不適正な経理を行っていないこと。

⑦ 事業活動について次のいずれの基準にも適合していること。

ア 次に掲げる活動を行っていないこと。

(ア) 宗教活動

(イ) 政治活動

(ウ) 特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動

イ 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等に特別の利益を与えていないこと及び営利を目的とした事業を行う者や上記アの活動を行う者又は特定の公職者等に寄附を行っていないこと。

ウ 実績判定期間における特定非営利活動に係る事業費÷総事業費 $\geq 80\%$

エ 実績判定期間における受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額÷受入寄附金総額 $\geq 70\%$

⑧ 特定非営利活動促進法（NPO法）第29条の規定により、所轄庁に事業報告書等を提出していること。

- | |
|---|
| ⑨ 法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実等がないこと。 |
| ⑩ 設立の日から1年を超える期間が経過している。 |
| ⑪ 実績判定期間において上記⑥、⑦ア及びイ、⑧並びに⑨に掲げる基準に適合していること。 |

(2) 欠格事由に該当しないこと。

次のいずれかに該当する場合は、指定を受けることができません。

- | |
|--|
| ① 役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの
ア 指定を取り消された法人において、その取消原因の事実があった日以前1年以内に当該法人の業務を行う理事であった者で、その取消しの日から5年を経過しないもの
イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
ウ NPO法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律又は熊本県暴力団排除条例の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
エ 国税又は地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税又は地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、又はこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
オ 刑法又は暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
カ 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者 |
|--|

② 指定を取り消された場合において、その取消しの効力を生じた日から5年を経過しないもの
③ 定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの
④ 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しないもの
⑤ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しないもの
⑥ 次のいずれかに該当するもの ア 暴力団 イ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

4 控除対象特定非営利活動法人になるための手続

(1) 事前相談について

指定の申出を行う前に、必ず事前相談（予約制）にお越しください。

相談窓口：熊本県環境生活部県民生活局男女参画・協働推進課

（県庁新館4F）

住所 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

電話 096-333-2286（直通）

相談時間：月曜日～金曜日（休日及び年末年始を除く。）

午前9：00～正午

午後1：00～5：00

(2) 申出書等の作成・提出について

事前相談等の結果、指定基準を満たし、申出を行うことが可能と思われる場合は、申出に係る関係書類を作成し、上記相談窓口にご提出ください。申出書等の受付は、随時行っています。

申出書等の様式は、県のホームページからダウンロードできます。

（３）審査協力について

提出書類の審査には、２～３ヵ月程度かかります。

また、書類審査のほか、電話による聞き取り調査や法人事務所を訪問しての実態確認等を行う場合があります。

（４）条例手続について

審査等の結果、指定の基準を満たしていると認められた場合は、条例で個別に指定するための手続が行われます。

なお、指定の基準を満たしていない場合は、指定の手続を行わない旨を書面にて通知します。

指定の効力は、法人を個別に指定する条例が熊本県議会で可決され、公布・施行された後生じます。

条例で個別に指定するための手続に必要な期間は、申出の時期及び議会の開催時期によって異なりますが、おおむね２～３ヵ月程度です。

（５）指定の決定について

法人を個別に指定する条例が議会で可決され、公布・施行されると、その日から指定の効力が生じます。

なお、指定されたとき又は指定されなかったとき（議会で否決されたとき）は、その旨書面にて通知します。

（６）更新について

指定の有効期間は５年間です。

更新の申出書等を指定の有効期間の満了日の９月前から６月前までの間に、男女参画・協働推進課に提出してください。

なお、更新手続も初回の手続と同様に、４～６ヵ月程度時間がかかりますので、お早めに更新の申出書等の作成及び提出を行ってください。

5 控除対象特定非営利活動法人になった後に行うこと

(1) 役員報酬規程等の提出

毎事業年度初めの3ヵ月以内に、役員報酬や職員給与の支給に関する規程や前事業年度の収益の明細に関する書類等を県に提出しなければなりません。

(2) 役員報酬規程等の備置き、情報の公開等

控除対象特定非営利活動法人は、(1)で県に提出した書類や指定の申出書に添付した書類等を法人の事務所に備え置くとともに、閲覧や謄写の請求があったときは、事務所において閲覧又は謄写させなければなりません。

(3) 寄附金受領証明書の交付および寄附者名簿の作成

寄附した個人が個人県民税の税額の控除を受けるためには、当該個人の居住市町村の税務担当窓口に申告する必要があります。

申告には、「寄附金受領証明書（領収書）」の添付が必要となりますので、当該個人に対し、「寄附金受領証明書（領収書）」を交付することになります。

「寄附金受領証明書（領収書）」には、寄附した個人の氏名及び住所や受領寄附金額、受領年月日、受領者である法人の名称及び主たる事務所の所在地等の記載が必要です。

また、寄附者（個人及び法人）の氏名及び住所、受領寄附金額、受領年月日等を記載した「寄附者名簿」を事業年度ごとに作成し、保存しておく必要があります。

(4) 認定NPO法人の申請について

控除対象特定非営利活動法人に指定されると、認定NPO法人になるためのPST要件を満たすことになります。

認定NPO法人の申請を行う場合は、申請日の前日において、控除対象特定非営利活動法人として条例で定められており、かつ、当該条例による指定の効力が生じていなければなりません。

<MEMO>



くまもと
サプライズ

熊本県環境生活部県民生活局

男女参画・協働推進課

〒862-8570

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

電 話 096-333-2286(直通)

FAX 096-387-3940